

市民後見人を知っていますか？

問 尾張東部権利擁護支援センター ☎0561-75-5008

成年後見制度とは

認知症や知的・精神障がいなどで判断能力が不十分な人の財産管理や法律的手続きなどを、家庭裁判所より選任された後見人等*が支援する制度です。

市民後見人とは

専門機関から一定の研修を受け、修了した市民の中で家庭裁判所の審判により後見人等*として選任された人のことです。同じ地域に住む身近な存在として、きめ細やかな支援ができると期待されています。

※本人の判断能力の程度によって成年後見人、保佐人、補助人に分けられます。

～市民後見人の仕事～

身上保護 (訪問や契約等)

自宅や施設への訪問、生活状況の確認、行政・福祉サービス等の申請手続きや契約



財産管理



預貯金の管理、公共料金等の各種支払いなどの財産管理

業務報告



3か月に1度監督人への報告

市民後見人の鈴木さん、榎本さん、加藤さんに活動について伺いました。



すずき けいすけ
鈴木啓介さん

尾張東部権利擁護支援センターから保佐人候補者として話を頂き、活動していました。被保佐人がお亡くなりになった後、保佐人として、疎遠だったご家族へ財産を引継ぎました。最後にいただいたご家族からのお礼の手紙に、保佐人をやって本当によかったと思いました。



えの もと まさたけ
榎本真丈さん

80代後半女性の成年後見人を務めています。退職を機に何か人のためになりたい、応募しました。被後見人とは週1回の面会時に、ふるさとである富山の話をして楽しい時間を過ごしています。



か とう の ぶ よ
加藤暢代さん

昨年9月から、70代後半男性の成年後見人をしています。おもに週1回の施設訪問や行政手続き等をします。被後見人とは意思疎通が難しいですが、生きることの大切さを教えていただきました。今後ご縁に感謝して活動したいと思います。

地域を知るあなたの
目線が必要です

成年後見制度を利用する人は年々増加しており、その内容も多岐にわたっています。同じ地域の住民として本人に寄り添い・見守るという、地域を知る市民目線での後見活動が必要となります。尾張東部圏域の市民後見人の活動は全国からも注目されています。活動内容の詳細は二次元コードへ。

